第２号様式

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>担　当　部　課</td><td colspan="2">総務部　収納課</td></tr>
<tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">令和５年７月５日</td></tr>
<tr><td>業　　務　　名</td><td colspan="2">地方税共通納税システム税目拡大等に係る住民情報システム改修業務委託（過年度課税対応分）</td></tr>
<tr><td>業務の概要</td><td colspan="2">令和６年度から過年度課税分の納付書にｅＬ－ＱＲを掲載し、案件特定キーに税目と調定年度を含めるよう住民情報システムの改修を行う。</td></tr>
<tr><td>契約金額（税込）</td><td colspan="2">３，４３７，５００円
※　単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</td></tr>
<tr><td>契約の相手方</td><td colspan="2">株式会社 日立システムズ中部支社</td></tr>
<tr><td rowspan="8">根　拠　規　定</td><td colspan="2">地方自治法施行令第１６７条の２第１項
（該当する□欄に印をつけること）</td></tr>
<tr><td>☑ 第２号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第３号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第５号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第６号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第７号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第８号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第９号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr>
<tr><td>随意契約理由の説明
及び
契約相手方の選定理由</td><td colspan="2">株式会社日立システムズ中部支社は、本市の住民情報システム（ＡＤＷＯＲＬＤ）の開発事業者であるとともに、同システムの保守・運用を行っており、地方税共通納税システムとの関連性に熟知・精通している。他の事業者に本業務を履行させた場合、既存のシステムに著しい支障が生じるおそれがある。このことから、他者から見積書を徴収することが適さないため、株式会社日立システムズ中部支社一者から見積書を徴収し、随意契約とする。</td></tr>
</table>

※　契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部　収納課です。